令和7年度

津軽北部二期農業水利事業

砂山幹線排水路改修(その2)工事

特別仕様書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

津軽北部二期農業水利事業砂山幹線排水路改修(その2)工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営津軽北部二期土地改良事業変更計画に基づき、砂山幹線排水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

青森県つがる市稲垣町沼館田光地内他

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

水路延長 L=1, 198.09m

施工始点 測点 No. 48+1. 91

施工終点 測点 No. 72+0. 00

内 訳

表面被覆工 (パネル板) A= 1,624㎡

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 64 日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 140 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現

場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期:契約締結の日から令和8年3月10日(工事完了期限日)まで

3. 現場技術員

本工事には、共通仕様書第 1 編 1-1-10 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

砂山幹線排水路(その1)工事(施工期間 令和6年10月1日~令和8年3月10日) 砂山幹線排水路改修付帯工事(施工予定期間 令和7年9月~令和8年3月)

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

工事資材等の運搬において、他の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。また、公共道路の使用にあっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1-1-44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1-1-36及び 3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理 者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

- 6. 施工期間中の流入水の処理について
- (1) 施工期間中は上流からの流入水を防ぐため、砂山幹線排水路の上流にある出崎機場の流入ゲートを閉め、出崎機場から排水する計画である。

また、流入ゲートの開閉作業は出崎機場の管理人(日中常駐)が行うため、事前に当該管理人と 連絡方法等を確認するものとする。

ただし、出崎機場で上流側の排水を吐き切れない場合は、本工事区間内を流下させ、下流にある砂山機場で排水を行うこととし、管理人から放流予定1時間前に連絡を受けたのち、2時間以内に水路内から人員、機材等を退避させなければならない。

(2) 施工期間中に予期せぬ出水が発生し、仮設計画及び表面被覆工の施工計画の見直しが必要となった場合、受注者は現場状況を把握し、これら事象内容を整理の上、その対応について監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事進入路

工事進入路は、県道 184 号線から市道「福富緑川線・出崎機場線」〜農道「掛橋線・清川 2 号線」 〜農道「牡丹田線」を使用しなければならない。なお、冬期間、積雪や吹き溜まりにより進入経路を変更せざるを得ない場合には、監督職員と協議するものとする。

なお、市道「福富緑川線・出崎機場線」〜農道「掛橋線・清川2号線」〜農道「牡丹田線」の区間 は道路管理者による除雪対象外であるが、別件工事にて除雪する計画としている。

2. 工事用道路

本工事で使用する工事用道路(隅切り、転回場及び待避所含む)については、別件工事にて造成及び撤去する計画としている。なお、No. 69+28. 57~No. 72+0. 00 の改修に当たっては、関連工事で整備した工事用道路を使用するものとする。

3. 水替工

仮締切工に係る排水量については、次のとおり想定している。

対象施設等	区分	想定排水量
最下流部(~No. 48+1.91)	作業時排水	450~1,200m3/h 未満
最下流部(~No. 48+1.91)	常時排水	0~ 7m3/h 未満
No. 53+17. 44 流入ゲート部	常時排水	0~ 7m3/h 未満

- (1) 受注者は、図面に基づき仮締切工を設置しなければならない。
- (2) 仮締切工に用いる耐候性大型土のうは、砂山機場で保管している支給材料を使用するものとし、 使用後は砂山機場へ搬出するものとする。

なお、再利用できないものについては、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 現場条件により、仮締切工の高さ(耐候性大型土のうの使用袋数)を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 雪寒仮囲い工

表面被覆工(パネル板)の施工に当たり、気象条件の影響を受けないよう、雪寒仮囲いを設置する ものとする。なお、工事期間中の点検、補修等については受注者の責において実施するものとする。

5. 除雪工

(1)除雪は、積雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施内容(積雪深、除雪範囲、除雪方法等)を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

- (2) 除雪時は、田や道路脇に砂利が混入しないよう作業を実施するものとする。
- (3) 排雪先は各進入路脇及び工事用地内を想定しているが、排雪スペースの不足等により工事用地外への排雪が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 支給材料

1. 支給材料

支給材料は次のとおりである。

品名	単位	数量	備考
耐候性大型土のう	袋	8	中詰土含む

2. 引渡し場所

青森県つがる市下牛潟町六百石萢(砂山機場敷地内)

3. 引渡し時期

監督職員と打合せの上決定するものとする。

4. 引渡し方法

引渡し場所から工事場所までの運搬及び工事場所から返還先(砂山機場敷地内)までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下、「工事用地等」という。)は、別図 -1に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用 地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき 使用するものとする。

(3) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、 紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法(平成30年5月30日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証工場)での製造品とする。

(1) 表面被覆工 (パネル板) で使用する材料の仕様は次のとおりとする。

材料	材料 仕様	
コンクリート成形板	300mm×900mm×t25mm 平滑タイプ	JIS A 1108
連結金具	ステンレス (SUS-304)	張り石工事 JASS. 9

(2) コンクリート

種類	呼び強度 (N/mm2)	スランフ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的
無筋コンクリート	18	12	25	65%以下	BB	裏込めコンクリート
無筋コンクリート	18	8	25	65%以下	ВВ	均しコンクリート

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して 承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
コンクリート成形板	カタログ、試験成績書
連結金具	カタログ、試験成績書
硬質塩化ビニル管	カタログ
コンクリート	配合報告書、試験成績書
目地材 (瀝青質板)	カタログ、試験成績書
止水シート	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出 を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考	
コンクリート成形板	外観・数量	現場搬入時	
連結金具	外観・数量	現場搬入時	

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測または確認(施工段階確認)

ア. 本工事の施工段階確認は下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の 指示により変更する場合がある。

イ.下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、 これに応じなければならない。

	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
共	指定仮設工	高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点	_	仮締切工
共通工事	(共通事項)		で各工種代表		
事			1 箇所		
均しこ	コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階	_	
			で1箇所		
裏込	めコンクリー	幅、厚さ、高さ	初期施工段階	_	
1			で1箇所		
表面被	皮覆工 (パネル	外観、高さ、延長、溶接状	初期施工段階	_	
板)		況	で1箇所		

2. 建設資材廃棄物等の現場内等利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (土木シート除く)	(株)新岡組	北津軽郡鶴田町大字廻堰 字大沢 81-188	7:30~16:30	再資源化施 設業者

4. 表面被覆工(パネル板)

(1) 準備工

- ア. 施工前に既設鋼矢板の状況(孔食、亀裂、欠損部の有無等)について、立会のもと受発注者双方による確認を実施する。
- イ. 表面被覆工 (パネル板) の施工に先立ち展開図を作成し、監督職員へ提出するものとする。
- ウ. 標準断面図から算出していた数量を計上しており、表面被覆工(パネル板)は標準的な設計図 書による発注であり、実績を踏まえ設計変更を行う。
- エ. 施工対象範囲最下流部への仮締切及び作業時排水完了後、監督職員に連絡するものとする。

(2) 高圧洗浄工

- ア. 洗浄圧力は 14.7Mpa とする。
- イ. 既設鋼矢板表面と裏込コンクリートの一体化を図るため、高圧洗浄により汚れ等を除去するものとする。なお、これにより除去し難い場合は、監督職員と協議するものとする。
- ウ. 高圧洗浄に使用する洗浄水は、水道用水(もしくは同等の水)を使用しなければならない。
- エ. 洗浄水は受注者契約の水道から給水することで考えている。なお、受注者契約の水道からの給水が困難な場合には監督職員と協議するものとする。
- オ. 本施工による使用水量実績については、監督職員に報告するものとする。
- カ. 高圧洗浄後の既設鋼矢板の孔食や矢板継手の状況により、裏込コンクリート打設前に孔食等の 補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) コンクリート成形板設置

- ア. 粗度係数が 0.016 以下のコンクリート成形板を使用するものとする。
- イ. セパレータの設置は鋼矢板のつなぎ目(セクション部)とするが、当該部分への溶接が難しい場合には監督職員と協議するものとする。
- ウ. セパレータ、連結金具及びジベルの緩みが施工精度に影響を及ぼす場合は溶接固定する。
- エ. セパレータの設置角度は上下左右約30度以内に収まるようにする。設置角度が急になる場合は 打設による延びを抑止するために補強をいれるものとする。補強方法については、監督職員と協 議するものとする。
- オ. 基礎と最下段パネルに隙間が生じる場合にはモルタル等にて間詰めを施すものとする。
- カ. 施工歩掛の妥当性確認のための検証を実施することから、受注者は調査に協力しなければならない。
 - なお、妥当性検証の結果、発注者が示す施工歩掛と大きく乖離があった場合、監督職員と協議 するものとする。
- (4) 既存の漏水箇所については、穴あき加工パネルを使用し、硬質塩化ビニル管による導水処理を行うものとする。なお、導水処理方法について変更する際には、監督職員と協議するものとする。
- (5) 裏込めコンクリート工

- ア. コンクリートの打設高さは原則として1時間当たり1.0m以下のスピードで打設する。
- イ. 打設側圧は 3.0t/m²以下とする。
- ウ. 打設前にはコンクリート成形板、連結金具及びセパレータを確実に溶接接合する。
- エ. 裏込めコンクリートの使用実績量を、監督職員へ報告するものとする。 なお、孔食等事前補修以外に、既設鋼矢板背面へコンクリートの流出が想定される場合はコンクリート使用量が増加するため、(2) カ. に併せて、これら対策を監督職員と協議しなければならない。

(6) 目地板

伸縮目地は、9.9m間隔(コンクリート成形板横列11枚に1箇所)で設けるものとする。

5. 既設笠コンクリート

笠コンクリートの状態について、目視による調査を行い、破損・欠損等があった場合は監督職員に報告しなければならない。補修が必要になった場合には、設計変更するものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

ア. 均しコンクリート工の施工管理については、「土木工事施工管理基準」のコンクリート管理を準用するが、直接測定による出来形管理を行う項目のうち、幅及び厚さについては、設計値を下回らない管理を行うものとする。

イ. 表面被覆工 (パネル板) の出来形管理

直接測定による出来形管理は、以下のとおりとする。ただし、工法により以下により難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	管理基準値	規格値	備考
施工延長		-0.1%	
側壁高さ	± 15 mm	-25mm	
面積		施工面積≧設計面積	

ウ. 測定基準

線的なものについては、施工延長概ね 20m につき 1 箇所の割合で測定する。 管理方法は次の通りとする。

T百日	備考		
項目	管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造に朱記、併記するもの
施工延長	20 点以上のもの	20 点未満のもの	箇所単位のもの及び施工延長

工. 写真管理

撮影記録による管理項目は以下のとおりとする。

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景又は代表部	着手前	着手前1回
完成写真	JJ	完成後	完成後1回
施工状況	各工種施工状況	施工中	各工種代表 (左右岸毎)
使用機械	主要機械	機械搬入時	現場搬入時(1回)
- 十十十十二十十十十二十十十十二十十十十二十十十十二十十十十二十十十十二十十	古田 县	材料搬入時	搬入の都度
主要材料	要材料 使用量 使用量	施工完了時	完了時

(2) 工事現場等における遠隔確認について

- ア. 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という。)を行う工事である。
- イ. 遠隔確認の活用は、別紙-4の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- ウ. 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- エ. 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を 行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

- ア. 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- イ. 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - ア. 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像と して同時に記録してもよいこととする。
 - イ. 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」 及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記ア. に示す黒板情報の

電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ. 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する 費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりであるが、両者協議の上軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- 1. 既設構造物の形状が現地と異なった場合
- 2. 土質、地質が異なった場合
- 3. 現場条件等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合
- 4. 地下埋設物(埋蔵文化財含む)が出現した場合
- 5. 支給材料が受注者の責がなく、再利用できなかった場合
- 6. 監督職員が歩掛調査等を指示した場合
- 7. コンクリート成形板について、材料入手が困難となった場合
- 8. 高圧洗浄の実施により既設鋼矢板から出水が発生した場合
- 9. 既設鋼矢板の事前補修やその背面処理が必要となった場合
- 10. 砂山幹線排水路への流入水により作業へ支障が生じる場合
- 11. 異常出水又は流入水の増加が生じた場合
- 12. 水路底の高さが異なった場合
- 13. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- 14. 第13章6.(1)工事円滑化会議(施工条件確認会議)に基づく確認により変更が生じた場合
- 15. その他

第13章 その他

- 1. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について
- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に

資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- ア. VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- イ. ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
- (ウ)競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工 方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- ア. 受注者は、(2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書 様式6-1~
 - 4) に記載し、発注者に提出しなければならない。
- (ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- (イ) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- (ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ)工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- イ.発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ウ. 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- エ. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- ア. 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書 様式6-5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- イ. また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ウ. VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- エ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2 (設計図書

の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

- オ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- カ. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下、「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- キ. VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、 発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ク. 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記力. のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 入札後契約前VE提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

4. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R) 正副2部

5. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片

付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員(主催)及び 監督員が現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開 催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手(準備を含む)前および新工種発生時等、受発注間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要 経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費 に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア. 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ. 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ. 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日※1 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の測定方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が 公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数*2

- ※1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。
- ※ 2 補正係数:1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア内容

受注者は、現場に以下の(ア)~(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、(シ)~(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目で あり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式(洋風)便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (才) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を 5 kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス

- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置(機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア) \sim (カ)及び【付属品として備えるもの】(キ) \sim (チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算 上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

v 0				
計上項目		実施する内容(率計上分)		
仮設備関係	ア	ア 用水・電力等の供給設備		
	イ	緑化・花壇		
	ウ	ライトアップ施設		
	エ	エ 見学路及び椅子の設置		
	オ	昇降設備の充実		
	力	環境負荷の低減		
営繕関係	ア	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)		
	イ	労働宿舎の快適化		
	ウ	デザインボックス(交通誘導警備員待機室)		

1				
	エ	現場休憩所の快適化		
	オ	健康関連設備及び厚生施設の充実等		
安全関係	ア	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)		
	イ	盗難防止対策 (警報器等)		
地域連携	ア	地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)		
	イ	完成予想図		
	ウ	工法説明図		
	工	工事工程表		
	オ	デザイン工事看板(各工事PR看板含む)		
	カ	見学会等の開催(イベント等の実施含む)		
	丰	見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営		
	ク	パンフレット・工法説明ビデオ		
	ケ	社会貢献		

10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定 される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年 末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29 日から1月3日までの6日間、8月を挟む 工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一 時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期 間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態 をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況 の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教

育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に 応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務 費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うもの とする。

1) 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率
)	28.5% (8日/28日) 以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、 発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条 の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」)の発行を行う工事である。

- 12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について
- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画

に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事 積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計 額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金 額を設計変更の対象とする。
- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置 を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は変更積算のみに適用する。
- (2)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対

象経費」という。) について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を 提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内 訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

- 16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】 □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用

した。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 表面被覆工 (パネル板)	No. 48+1.91~No. 72+0.00			
(1)作業土工				
床掘	粘性土	式	1	
基面整正	粘性土	m²	930	
埋戻	粘性土	式	1	
(2)表面被覆工 (パネル板)				
高圧洗浄	14.7Mpa	m²	1, 960	
水道料金	超過料金分	m3	66	
表面被覆工(パネル板)	コンクリート成形板300×900× t25mm	m²	1, 610	
表面被覆工(パネル板)	コンクリート成形板300×900×t25mm, 水抜き穴 (VU50) 加工	m²	14	
コンクリート	裏込めコンクリート, 18-12- 25 (20), BB	m3	487	
型枠		式	1	
目地板	瀝青質板,t=10mm	m²	53	
コンクリート	均しコンクリート, 18-8- 25(20), BB	m3	93	
型枠		式	1	
2. 仮設工				
(1)仮設土留・仮締切工	No. 48+1. 91~No. 72+0. 00			
大型土のう	支給品	袋	8	
土砂等運搬	大型土のう(砂山機場〜現 場〜砂山機場)	m3	8	
止水シート	#2000, 3.6×5.4(m)	m²	32	
(2)排水処理工	最下流部(No. 48+1. 91, 流入部)			
排水ポンプ(仮設)	作業時排水, 450以上~1200 未満, 最下流部 (No. 48+1. 9)	箇所	1	
排水ポンプ(仮設)	常時排水,0以上~7未満,最下流部(No. 48+1. 91,流入)	箇所	1	
排水ポンプ(仮設)	常時排水,0以上~7未 満,No.53+17.44流入ゲート 部	箇所	1	
(3)雪寒仮囲工	No. 48+1. 91∼No. 72			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
雪寒仮囲い	Pタイプ,設置・撤去	式	1	
(4)除雪工				
除雪	構造物周辺,排水路内	m3	7, 630	

工期通知書

令和○○年○○月○○日

(分任)支出負担行為担当官 〇〇〇〇 様

住所商号又は名称氏名印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月口	令和 年 月 口
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から
	(○○○日間)
	令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国(以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地(以下「仮設用地」という。)として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。 ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を 受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等(以下「立会等」という。)について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの(以下「遠隔確認」という。)であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致 の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的に その機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム(以下「推奨システム」という。)を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認 を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2)機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。 本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由 があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。 ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコンの画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム(ASP)等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明 して承諾を得ること。
- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4)受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず 映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行 うこと。
- (5)動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例

当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。

問合せ先:○○工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を 行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事実施に必要な施工管理費用(技術管理費)として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括 計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、 追加で必要となる費用を計上する。

(2)機器等の耐用年数

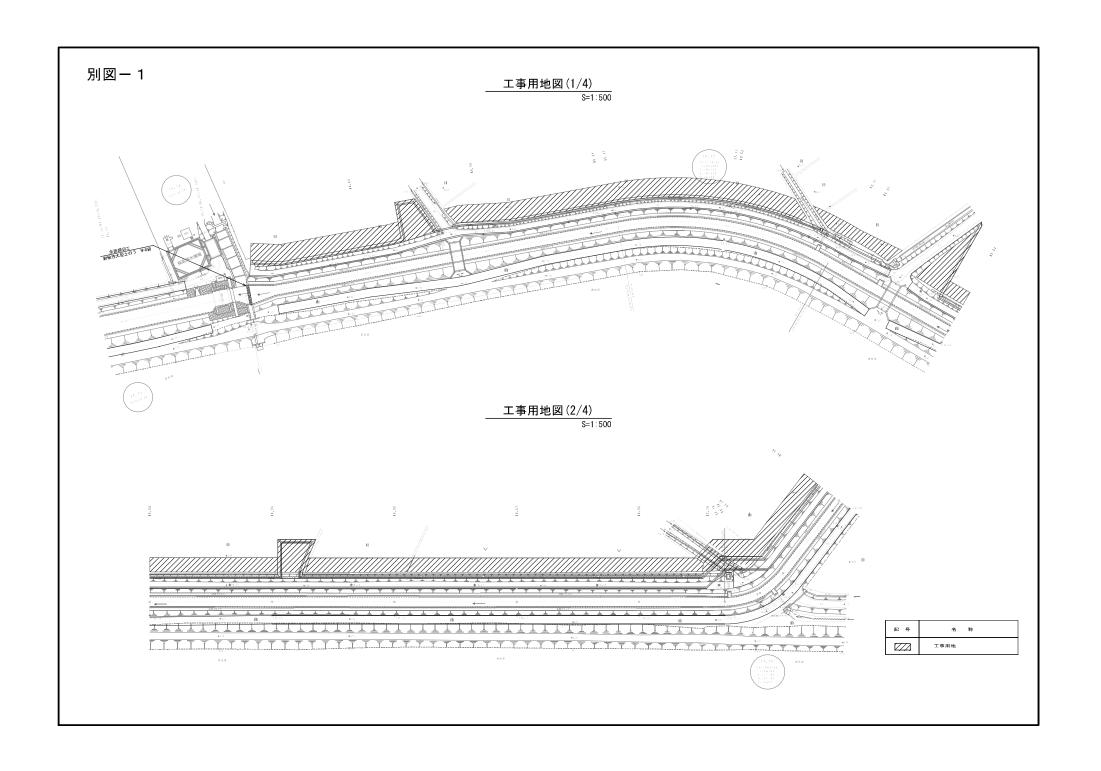
代表的な機器等の耐用年数については表-1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

| 機器等の名称 | 耐用年数 | カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト | 5年

表-1 代表的な機器の耐用年数

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

10 年



工事用地図(3/4) 工事用地図(4/4) 工事用地

令和7年度 津軽北部二期農業水利事業 砂山幹線排水路改修(その2)工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備考
1	位置図	1	
2-1/4	平面縱断図(1/4)	1	
2-2/4	平面縱断図(2/4)	1	
2-3/4	平面縱断図(3/4)	1	
2-4/4	平面縱断図(4/4)	1	
3-1/5	計画横断図(1/5)	1	
3-2/5	計画横断図(2/5)	1	
3-3/5	計画横断図(3/5)	1	
3-4/5	計画横断図(4/5)	1	
3-5/5	計画横断図(5/5)	1	
4-1/2	表面被覆工標準図(1/2)	1	
4-2/2	表面被覆工標準図(2/2)	1	
5-1/4	仮設平面図(1/4)	1	
5-2/4	仮設平面図(2/4)	1	
5-3/4	仮設平面図(3/4)	1	
5-4/4	仮設平面図(4/4)	1	
6	仮設標準図	1	
計		17	